

仲裁手続秘密保護規則

施行 平成 九・ 三・一八

(目 的)

第一条 この規則は、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）の仲裁における秘密保護手続に関して必要な事項を定める。

(秘密の定義)

第二条 本規則における秘密とは、不正競争防止法における営業秘密、著作権法におけるプログラムその他これに準ずるものを内容とする特定の証拠資料の全部または一部であって、当事者の一方が他方当事者に対して開示しないことを求め、仲裁人がこれを秘密とすることを相当と認めたものをいう。

(秘密保護の申し出)

第三条 各当事者は、仲裁手続において証拠資料を提出するまでに、仲裁人に対して当該証拠の特定部分を他方当事者に対して秘密にすべき旨を申し出ることができる。

2 仲裁人は前項の申し出を受けた場合には、当該証拠資料を他方当事者へ開示してはならない。

(秘密保護の認否の判断)

第四条 仲裁人は前条第一項の申し出を受けた場合には、その認否について判断する。

2 仲裁人は、前項の判断に当たって必要と認めるときには、申し出た当事者に対して証拠の内容、秘密の必要性について説明を求めるほか、その同意を得て必要性を判断するために仲裁輔佐人の選任を仲裁センター運営委員会に求めることができる。

3 仲裁人が第一項の判断をするに当たっては、他方当事者の意見を聴取しなければならない。

(判断の告知)

第五条 仲裁人は、前条第一項の判断を行った場合には、これを各当事者に対して告知する。

(証拠申し出の撤回)

第六条 仲裁人が、申し出のあった証拠につきこれを秘密とすべきでないとして判断した場合には、申し出た当事者は当該証拠資料の提出を撤回することができる。

(秘密とされた証拠の取り扱い)

第七条 仲裁人は、秘密と認めた証拠を他方当事者に開示してはならない。

2 仲裁人が仲裁判断において秘密と認めた証拠の内容を引用する必要がある場合において、申し出た当事者の同意を得たときはこれを引用することができる。

附 則

本規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成九年三月一八日から施行する。